

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



行政文書開示決定通知書

令和8年7月14日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	①舞鶴市地域文化振興事業補助金 【1、3に該当する文書】 ●「令和元～8年度 舞鶴市地域文化振興事業補助金申請状況一覧」 【2に該当する文書】 ● 令和5年度決裁文書 「舞鶴市地域文化振興事業補助金の額の確定通知について」のうち、HOKASANCOLLECTION分		
	②舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金 【2に該当する文書】 ● 令和8年度決裁文書 「舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金の交付決定について」のうち、まいづる魚まつり分		
開示の日時及び場所	日 時	令和 年 月 日	
	場 所		
開示の方法	写しの交付		
担当部課等	①の行政文書 ● 生涯学習部 文化・国際課 電話番号 66-1019(内線1234) ②の行政文書 ● 産業振興部 商工・観光振興課 電話番号 66-1024(内線1265)		
備 考			

(注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



行政文書部分開示決定通知書

令和8年7月14日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	①舞鶴市地域文化振興事業補助金 【2に該当する文書】 - 令和3・4・6・7年度決裁文書 「舞鶴市地域文化振興事業補助金の額の確定通知について」 - 令和5年度決裁文書 「舞鶴市地域文化振興事業補助金の額の確定通知について」のうち、軽音合同演奏会、舞鶴狂言会、中筋ふれあいまつり、マイヅルローカルサマーフェス オトガスキ。分 - 令和8年度決裁文書 「舞鶴市地域文化振興事業補助金の交付について」	
	②舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金 【2に該当する文書】 - 令和3～8年度決裁文書 「舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金の額の確定について」 - 令和8年度決裁文書 「舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金の確定について」 「舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金の交付決定について」のうち、舞鶴つつじまつり、みなと舞鶴ちゃった花火大会2026、共楽公園花まつり、舞鶴公園花まつり分	
開示の日時及び 場所	日時	
	場所	
開示の方法	写しの交付	

開示しない部分並びに 開示しないこととする根 拠規定及び当該規定を 適用する理由	【開示しない部分】 1.個人の住所、氏名、印影、電話番号 2.団体代表者の印影 【開示しない理由及び根拠規定】 1. 個人に関する情報であり、舞鶴市情報公開条例第5条第1号 に該当するため 2. 専ら法人その他の団体の内部に関する情報であり、舞鶴市 情報公開条例第5条第2号に該当するため
舞鶴市情報公開条例第 10条後段の規定に該当 する場合の行政文書の 開示をすることができる 期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに 開示請求が必要となります。
担当部課等	①の行政文書 ● 生涯学習部 文化・国際課 電話番号 66-1019(内線1234) ②の行政文書 ● 産業振興部 商工・観光振興課 電話番号 66-1024(内線1265)
備考	
注意 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡 してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第4条関係)

舞鶴総第104号
令和8年9月11日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



行政文書不存在決定通知書

令和8年7月14日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	「舞鶴市地域文化振興事業補助金」及びこれに類する文化・芸術・音楽・地域文化振興に関する補助事業について、令和元年度から令和8年度までの各年度における次の行政文書のうち、 ①舞鶴市地域文化振興事業補助金 【令和元年度・2年度】 2 各年度の採択団体又は採択個人の名称、代表者名、所在地又は住所、補助事業名、補助事業の内容、実施場所、実施期間、補助金交付決定額、補助金確定額、支払額が分かる文書 ②舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金 【令和元年度から令和8年度まで】 1 各年度に申請され、採択された補助事業の一覧が分かる文書 3 各年度の申請件数、採択件数、不採択件数、採択率が分かる文書 【令和元年度・2年度】 2 各年度の採択団体又は採択個人の名称、代表者名、所在地又は住所、補助事業名、補助事業の内容、実施場所、実施期間、補助金交付決定額、補助金確定額、支払額が分かる文書
不存在の理由	①舞鶴市地域文化振興事業補助金 2 保存期間が満了しているため。 ②舞鶴市観光まちづくり推進行祭事支援補助金 1、3 各年度の申請件数、採択件数、不採択件数、採択率を記載した一覧表等の文書を作成していないため。 2 保存期間が満了しているため。

担当部課等	①の行政文書 - 生涯学習部 文化・国際課 電話番号 66-1019(内線1234) ②の行政文書 - 産業振興部 商工・観光振興課 電話番号 66-1024(内線1265)
備考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。